

改 正 後	改 正 前
<p>第一条～第十条 （略）</p> <p>（許可等の期間等）</p> <p>第十一条 条例第十一条第二項の許可等の期間は、次の各号に掲げる広告物等の区分に応じ当該各号に定める期間の範囲内とする。</p> <p>一 鉄骨造り、石造りその他耐久性能を有する構造により築造された広告板、広告塔その他これらに類するもの 三年</p> <p>二 はり紙、はり札、立看板、広告幕、気球広告、ぼんぼり、あんどん、のぼりその他これらに類する広告物等 一月</p> <p>三 前二号に掲げる広告物等以外の広告物等 一年</p> <p>（許可等の期間の更新の申請）</p> <p>第十二条 条例第十一条第三項の規定による許可等の期間の更新を受けようとする者は、屋外広告物等表示（設置）許可期間更新申請書（様式第七号）または屋外広告物等表示（設置）確認期間更新申請書（様式第八号）に次に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。</p> <p>一 はり紙またははり札については、次に掲げる書類のうちいずれかの書類</p> <p>イ はり紙またははり札の現況を確認するために最も適当と認められるものを撮影した天然色の写真（申請日前七日以内に撮影したものに限り。）</p> <p>ロ 屋外広告物（はり紙・はり札）自己点検報告書（様式第八号の二）</p> <p>二 前条第二号に掲げる広告物等（はり紙およびはり札を除く。以下この号において同じ。）については、次に掲げる書類</p> <p>イ 広告物等の現況を撮影した天然色の写真（申請日前七日以内に撮影したものに限り。）</p> <p>ロ 広告物等の安全性を確認するために必要な書面</p> <p>三 前二号の広告物等以外の広告物等については、次に掲げる書類</p> <p>イ 広告物等の現況を撮影した天然色の写真（申請日前一月以内に撮</p>	<p>第一条～第十条 （略）</p> <p>（許可等の期間等）</p> <p>第十一条 条例第十一条第二項の許可等の期間は、次の各号に掲げる広告物等の区分に応じ当該各号に定める期間の範囲内とする。</p> <p>一 鉄骨造り、石造りその他耐久性能を有する構造により築造された広告板、広告塔その他これらに類するもの 三年</p> <p>二 はり紙、はり札、立看板、広告幕、気球広告、ぼんぼり、あんどん、のぼりその他これらに類する広告物等 一月</p> <p>三 前二号に掲げる広告物等以外の広告物等 一年</p> <p>（許可等の期間の更新の申請）</p> <p>第十二条 条例第十一条第三項の規定による許可等の期間の更新を受けようとする者は、当該許可等の期間の満了の日の十日前までに、屋外広告物等表示（設置）許可期間更新申請書（様式第七号）または屋外広告物等表示（設置）確認期間更新申請書（様式第八号）に次に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。</p> <p>一 広告物等の現況を撮影した天然色の写真（申請日前一月以内に撮影したものに限り。）</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、広告物等の安全性を確認するため必要な書面</p>

改正後	改正前
<p>影したものに限る。)</p> <p>ロ 広告物等の安全性を確認するために必要な書面</p> <p>2 前項の規定による申請は、前項第一号および第二号の広告物等にあつては許可等の期間の満了の日の二日前までに、前項第三号の広告物等にあつては許可等の期間の満了の日の十日前までに、それぞれ行わなければならない。</p> <p>3 第十条の規定は、第二項の規定による申請があつた場合について準用する。</p> <p>第十三条〜第三十八条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。</p>	<p>2 第十条の規定は、前項の規定による申請があつた場合について準用する。</p> <p>第十三条〜第三十八条 (略)</p>